

# パブリックコメントにおける意見 及びそれに対する見解

## パブリックコメントの概要

1. 募集期間：平成22年1月25日～平成22年2月10日

2. 寄せられた意見：19件

### 【提出者別】

個人	14件
地方公共団体	1件
団体等	4件

合計 19件

### 【意見項目別】

1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項	4項目
2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向	4項目
3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び 事業の合理化を促進するための措置	15項目
4 新たに林業に就業しようとする者の 就業の円滑化のための措置	1項目
5 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項	2項目
6 その他全体に係るもの等	10項目

合計 36項目

## 3. 意見の処理結果の概要

① 修文するもの 1項目

【 意見を踏まえて本基本方針を修文するもの。 】

② 趣旨を取り入れているもの 17項目

【 既に基本方針（案）に意見の趣旨を記述しているもの。  
または、意見の趣旨に沿った施策を推進しているもの。 】

③ 趣旨の一部を取り入れているもの 8項目

【 意見をそのまま記述することは困難であるが、一部意見の趣旨を基本方針（案）に記述しているもの。または、意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないもの。 】

④ 趣旨を反映することが困難なもの 10項目

【 意見の趣旨をそのまま記述すること、または、推進することは困難であるもの。 】

合計 36項目

4. 意見及び質問に対する見解

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
1	<p>林業における経営及び雇用の動向に関する事項 (4項目)</p>	<p>最近、森林資源が充実してきたとの表現が目立つが、放置され齢級を重ねただけの人工林を充実した資源とは言えない。そのような表現は、人工林の保育を否定することにつながりかねない。 また、木の生長過程から考えると、50年生を高齢級と表現することには違和感がある。</p> <p>(個人)</p>	④	<p>我が国の人工林資源については、ha当たりの平均蓄積が昭和41年の70m3から平成19年には256m3にまで増加しており、量的には充実してきたといえるものと考えています。一方、これら人工林を質的に健全な状態で維持していくためには、それぞれの生育段階に応じて適切な保育・施業が必要であることはご指摘のとおりであり、「1(1)森林・林業を取り巻く情勢」において、間伐等の森林整備・保全の着実な実施が必要である旨を記載しているところです。</p> <p>また、概ね50年生以上を高齢級と表現することについては、樹木が枯死するまでの生命サイクルを想定したのではなく、一般に50年生程度に生育すれば連年成長が鈍化することを踏まえたものであり、現行の森林・林業基本計画においても同様の記載をしていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2		<p>1(2)において「高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入による」との表現があるが、高性能林業機械を用いれば自動的に作業システムのコストが下がる訳ではない。高性能林業機械＝低コストと誤解される可能性がある。</p> <p>(個人)</p>	③	<p>ご指摘のとおり高性能林業機械を導入すれば、自動的に低コストになるわけではなく、あわせて作業システムや路網の設計、生産管理等ができることが必要であることから、こうした知識や技術、技能を習得するための研修を促進することとしているところです。</p> <p>なお、ここでの記載は、取組事例の一つとして紹介しているものです。</p>
3		<p>不明確な雇用関係の原因を「林業の作業の季節性」及び「事業主の経営基盤の脆弱性」の二点に限定することには違和感がある。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>「林業の作業の季節性」及び「事業主の経営基盤の脆弱性」については、「雇用関係の不明確さ」及び「雇用の不安定さ」に共通する背景として記入したものです。雇用関係の不明確さについては、この2点を背景にした事業主の雇用契約に対する意識の低さの表れであることから、「3(1)雇用管理の改善を促進するための措置」において、雇用関係の明確化を促進することとしているところです。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
4		<p>「路網の整備による作業現場へのアクセス改善」、「高性能林業機械の導入促進」は、災害の減少とは直接関係が無く、災害の減少を、路網整備と高性能林業機械の導入を促進するために利用しているように感じられる。</p> <p>(個人)</p>	③	<p>「1(3)林業労働者の雇用管理の現状と課題」において、労働災害の減少に向けた取組として、ご指摘の二点に加えて、「リスクアセスメントを通じた作業方法等の改善」や「安全作業機械及び器具の開発・改良」等を記載しているところです。</p> <p>なお、路網の整備や高性能林業機械の導入は、作業現場へのアクセス改善や労働負荷の軽減につながると考えていますが、労働災害の減少のためだけにこれらを促進するものではありません。</p>
5	<p>林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向</p> <p>(4項目)</p>	<p>林業の現場で働いている方々の多くは、高性能林業機械を駆使するなど高い技術を持った技能者であり、「労働力」という表現は改めるべきである。また、基本理念についても、「高い技術を持った担い手をしっかりと確保・育成する」という理念に改めていくべきである。</p> <p>(個人、地方公共団体)</p>	②	<p>森林施業の現場における担い手については、林業労働者の単なる人数の確保だけではなく、これらの能力の向上等を図ることにより、質及び量の両面で、森林を適正に管理していくための担い手の確保が必要です。</p> <p>こうしたことから、今般、森林・林業の取り巻く情勢の変化を踏まえ、高い技術を持った担い手を確保・育成するため、林業労働者のキャリア形成をはじめとした育成方策を基本方針に反映することとしたところです。</p> <p>なお、国勢調査(総務省)においても「労働力人口」が定義されていますが、職種・能力等で区分したものではないことと同様、「労働力」という用語に特別な意味を持たせているものではありません。</p>
6		<p>「森林資源の成熟化や国民の求める多様な森づくりを背景に、」との記載について、その時々風潮で林業従事者の在り方が左右されることは望ましいことではない。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>ご指摘のとおり、その時々風潮で林業労働者のあり方が左右されることは望ましいことではありませんが、一般的に生産性の向上や安定供給が図られなければ労働者の通年雇用や所得の向上は望めませんし、素材生産が生態系や下流域等に及ぼす影響を鑑みれば「持続可能な森林経営」に関する知識等は必要であると考えます。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
7		<p>平成8年の法制定時から、林業労働者の労働条件や不安定な雇用が改善されていない状況である。これらを踏まえ、具体的政策にすぐ反映できる基本方針とすること。</p> <p>(個人、団体等)</p>	②	<p>社会保険への加入や労働災害発生率など他産業に比べると雇用管理の面で立ち遅れているところもありますが、平成8年に林業労働力の確保の促進に関する法律を制定して以降、社会保険への加入促進や年間就労日数の増加による雇用の安定化など雇用管理の改善が着実に図られているところです。</p> <p>こうした状況も踏まえ、今後、林業労働者のキャリア形成をはじめとした労働力育成方策を基本方針に反映することとしたところです。</p>
8		<p>異業種からの林業への参入は必要であるが、雇用調整のための一時的な林業への参入とならないよう、また、支援が必要な事業主の裾野の拡大が図られるよう、基幹的な林業労働者の育成・確保等に資するための認定制度であることを明らかにするとともに、認定の厳格化、罰則強化も検討すべき。</p> <p>また、事業主が提出する改善計画については、毎年、計画に対する改善状況を把握し、的確に林業労働者の育成・確保に関する措置が講じられているかをチェックするためにも、中間年度、計画終了年度の検証体制の確立が必要。</p> <p>(個人、団体等)</p>	③	<p>事業主が立てる改善計画の認定に当たっては、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第3項各号に掲げる事項のいずれにも適合するものであるほか、事業主の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮するものとするところとされています。</p> <p>このため、個々の事業主の現状に改善すべき点が多くても、これのみをもって認定をしないというのではなく、改善措置の目標及び目標達成の実現可能性に重点を置き、認定の適否を判断するものとし、必要に応じ指導助言を行うものとするところとされていることから、認定の厳格化、罰則強化は困難であると考えます。</p> <p>なお、事業主が立てる改善計画の実施状況については、毎事業年度の終了後に林業労働力確保支援センターに報告することとされており、中間年度、計画終了年度の検証体制はすでに確立しているところです。</p>

整理 番号	項 目	意見及び質問の概要	処理の 結 果	意見及び質問に対する見解
9	事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置  (15項目)	「都道府県知事の認定を受けた事業主を中心に支援センターの活動を通じて、」との表現は、支援センターと事業主との関係に偏りが大きく生じ、業界としての一体感や力を合わせた改善策などに取組みにくい弊害が考えられる。  (個人)	④	林業労働力確保支援センターは、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに林業への就業を支援することにより、林業労働力を確保しようとするものであり、林業労働者の募集の段階から、就業段階を経て、就業後林業労働者として活動する段階までの各段階を通じた一連の支援業務を行うこととしています。 こうしたことから、これらの取組に意欲のある事業主を認定し、一連の支援を行うことで、業界全体の底上げを図ろうとするものです。
10		森林・林業再生プランを確実に実現するためにも、基本方針の中に「林業事業体の育成」をはっきり項目立てし、総合的な育成策を示すべきである。  (地方公共団体)	②	「3(1) 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置」において、事業量の安定的確保や生産性の向上など事業の合理化に関する事項のほか、雇用管理体制の充実、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働条件の改善等についての取組を促進する旨を記載しております。
11		雇入れ通知書については、労働契約法の制定経過も含め、もう一段踏み込んだ表現とすべきである。 「雇入れ通知書」の交付については、関係する法律で義務化となっており、「交付に努めるよう普及啓発」という表現はおかしいのではないか。  (団体等)	③	労働者及び使用者の間で締結される労働契約について、労働基準法第15条において、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して・・・労働条件を明示しなければならない」と定めています。 また、労働契約に関する民事的ルールを明らかにするものである労働契約法の第4条において、「使用者は、・・・労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにする」及び「労働者及び使用者は、労働契約の内容・・・について、できる限り書面により確認すること」と定めています。 林業労働分野において、これらの法律の趣旨を具体化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条において、「事業主は、林業労働者を雇い入れたときは、・・・文書を交付するように努めなければならない」と定めており、このために国として行う政策の基本方向として、本基本方針案において「雇入れ通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進する」と記載したものです。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
12		<p>「形式上は請負のような形をとっていても、・・・普及啓発を促進する」と記述されているが、このことも関係法律違反であり、「普及啓発を促進」という表現はおかしい。</p> <p>また、「社会・労働保険」への加入については、関係する法律で強制適用となっており、「加入促進が図られるよう・・・啓発・指導」という表現はおかしいのではないか。</p> <p>そもそも、そうした事業主が認定されること自体が「労確法」の趣旨に反しており、雇用に関する関係法律を満たしていない事業主については認定しない等の基準が必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">(団体等)</p>	①	<p>「形式上請負のような形をとっていても、・・・普及啓発を促進する」との記述につきましては、事業主全体に対し、関係法令違反となる場合について、普及啓発することを目的としているため、表現は適切と考えます。</p> <p>また、林業に係る労働保険と社会保険の適用の扱いについては、事業形態等により異なることから、事業所の実態に適した加入促進を図るため、本基本方針案のような記述としているものですが、一方で、労働保険への加入促進に取り組むことも重要であることから、1(3)における「社会保険への加入促進に取り組むことが重要」との表現を「社会・労働保険への加入促進に取り組むことが重要」に修正します。</p> <p>なお、林業の場合は、法人事業所であれば、労働保険（労災保険、雇用保険）、社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用となります。個人経営の事業所については、a 労災保険の場合は、労働者を常時使用せず、かつ1年以内の期間において使用延べ人員が300人未満のもの、b 雇用保険については従業員が5人未満のもの、については任意加入となり、c 社会保険については任意加入となります。</p> <p>更に、法では、雇用管理の改善及び事業の合理化に一体的に取り組もうとする事業主により作成された改善計画を、都道府県知事が審査の上、認定する仕組みとしているところです。</p> <p>この審査は、事業主の雇用管理改善等の意欲だけでなく、実効ある計画の履行を求めるものであり、改善計画における法令等に定められた基準への適合性の有無も対象となっていることから、現行の取扱いで適切と考えます。</p>
13		<p>「雇用の安定化を図るためには、林業労働者の常用化・月給化を進める事が基本」等の表現があるが、必ずしもそうとは言いきれない。山間地の生活形態や業務の性格上、月給化によるデメリットを指摘する声もある。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	④	<p>林業労働者にアンケート調査を実施した結果によると、継続雇用の条件として就労条件の改善（労働時間の短縮を含む）をあげる割合が最も高く、希望する給与形態も「定額月給制」が最も高い割合となっているところです。</p> <p>月給化によるデメリットを指摘する声もあるとの情報については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
14		<p>「伐木作業等における安全な作業方法の定着等による労働災害の防止」との表現があるが、技術指導のバラツキや不備が極めて深刻な状況であり、林内作業の検証と指導技術の向上が早急に望まれる。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>ご指摘のとおり技術指導にバラツキがある点については認識しているところであり、現場管理責任者に対する「新規就業者への指導能力の向上」を図る研修を促進することとしているところです。</p>
15		<p>不在村地主の増加等により森林施業の同意を得ることができない場合もあり、境界の明確化や施業の集約化が難しい状況であり、施業集約化・団地化を図るためにも、地域の合意形成を加速化する人材の育成が必要である。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>施業の集約化・団地化は、事業主が事業量の安定的確保を図るためにも必要であることから、作業箇所をまとめた効率的な間伐を進めるために、作業方法、収支見込み等の具体的なプランを作り、施業意欲が低下している森林所有者等に働きかける人材の育成を促進することとしています。</p>
16		<p>発注事業量の多い国有林は、地域振興や林業事業体の育成整備に責任があることを明記すべき。</p> <p>(団体等)</p>	③	<p>「3(1)イ(7)事業量の安定的確保」において、「国有林野事業は、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努める」と記載しているところです。</p> <p>また、伐採、造林等の事業の実施行為は、認定事業主を含む民間事業者等に全面的に委託することとしており、地域振興や林業事業体の育成につながるよう、計画的、安定的な事業発注に今後とも努めて参ります。</p>
17		<p>機械化がイメージアップにつながるとは、少々短絡的すぎるように感じる。また、そのことで女性の参画に資するとは、いささか強引な気がする。</p> <p>(個人)</p>	④	<p>今回いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
18		<p>「経営及び雇用の動向に関する事項」の中に、政府が策定した「森林・林業再生プラン」に基づく林業労働者の育成・確保が必要であることを明記すべき。</p> <p>(団体等)</p>	②	<p>「森林・林業再生プラン」においては、森林の有する多面的機能の持続的発揮を理念として、森林・林業に係わる人材育成を強化する旨が記載されており、「路網作設オペレータなど現場技能者の育成及び活用」が検討事項として記載されているところです。</p> <p>こうしたことも踏まえ、本基本方針の「3(1)イ(イ)生産性の向上」において、特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備に必要な人材の育成に向けた取組を推進する旨が記載されているところです。</p>
19		<p>林業労働者を多能工的林業技術労働者として、知識と技能を備え持つ社会的評価の高い労働者として確立できる方向とすること。</p> <p>また、苗木の生産技術や供給体制が確立できる方向とすること。</p> <p>(個人、団体等)</p>	②	<p>今般、変更することとしている基本方針の中で、林業労働者のキャリア形成支援について記載しており、段階的かつ体系的な研修の実施とこれら研修の修了者の登録制度の運用により、知識と技能を備え持つ林業労働者として育成していく考えです。</p> <p>また、「森林施業」の概念には「種苗の生産」も含まれており、苗木の生産技術の向上等の生産対策及び流通対策にも取り組んでいるところです。</p>
20		<p>まず経営者の意識改革を促し、現場の従事者がさまざまな学習機会に触れられるような労働環境を創出すべき。</p> <p>また、ベテラン作業員の技術指導方法の開発も必要。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき事業主がたてる改善計画に従って円滑な実施が行われるよう都道府県知事による指導等により、事業主の改善意識の維持・向上を促進することとしています。</p> <p>また、林業労働力確保支援センター等による林業労働者の研修への参加を促進することで、様々な知識や技術の習得機会を確保しているところであり、今般の基本方針の変更により、一定程度の経験を有する現場管理責任者に対して、新規就業者への指導能力の向上を図る研修を促進することとしています。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
2 1		<p>期待される林業従事者像には、50年100年という森の時間軸を感受できる感性が求められ、そういった長期的視野の中で、地域や森林を捉えていく視点が必要。そのためには、現行の研修プログラムを練り直し、地域にそのような見方のできる人材を一定のプログラムのもと育成することが重要。本気で学ばなければ取得できない制度と、そのプログラムの内容を用意すべき。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>森林に対する国民のニーズ、立地条件及び社会的条件等を踏まえ、長期的な見通しの下、重視すべき機能に応じた多様で健全な森林へと誘導していく「100年先を見通した森林づくり」を進めることが必要です。</p> <p>こうした中、林業労働者のキャリア形成支援として、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練として、持続可能な森林経営に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修を促進することとしています。</p>
2 2		<p>労働力を持続可能にするには、将来ビジョンを明確にすることが重要。離職理由として3Kが理由の場合もあるが、勤務3年以上の離職理由は、将来ビジョンの不確定さ、特に現状の賃金では将来生活できないことによるものが大きく、何らかの対策が必要。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>ご指摘いただきましたとおり林業労働力の確保には、林業労働者の所得の向上も課題であることから、今般、基本方針の変更により、段階的かつ体系的な教育訓練を通じて、生産性の向上など事業の合理化を図り、能力に応じた所得の確保を促進し、林業労働者の職業生活に対する不安を取り除いていけるよう施策を進めていく考えです。</p>
2 3		<p>森林管理への門戸は、広くあるべきではあるが、まずもって、事業体・現場従事者が前向きに取り組むことができるような制度、政策、施策の充実化を求めたい。</p> <p>(個人)</p>	②	<p>事業主がたてる改善計画の認定に当たっては、事業主の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮するものとされているところです。</p> <p>また、林業労働者が前向きに取り組むことができるような制度として、「3(1)イ(ウ)林業労働者のキャリア形成支援」において、研修修了者の登録制度について記載しているところです。</p> <p>本方針の変更をはじめとして、今後とも取組の充実について検討を進めていく考えです。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
24	新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置  (1項目)	国の規程どおりに林業就業促進資金を借り受けることのできない自治体があり、利用しにくい現状も確認されているので改善が望まれる。  (個人)	③	林業就業促進資金の貸付を実施していない都道府県につきましては、当該都道府県において林業就業者等による林業就業促進資金への需要がなかったり、都道府県の単独事業として同様の事業を実施していること等が理由であると聞いているところですが、引き続き都道府県と意見交換を行って参ります。
25	その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項  (2項目)	未利用資源の中に間伐等による林地残材が含まれているとしたら、表土の流亡抑止、落石の抑止、獣害の軽減、資金と労働の効率的利用などの点から、残材の林内放置のメリットにも考慮する必要がある。  (個人)	③	「未利用資源の活用」は基本的に経済行為として成立する範囲内において行われるものと考えます。 なお、作業現場によっては、ご指摘のようなメリットを考慮する場合もあるものと考えます。
26		「社会的評価の向上」は削除すべきではなく、むしろより評価の向上を図るための対策を講じるべきである。  (個人、団体等)	②	新規就業者の就業動機を見ると「自然に囲まれて働きたい」、「自然相手の仕事で自分で創意工夫ができる林業に魅力を感じた」など林業労働に対して肯定的な評価が上位にあげられています。また、路網の開設や高性能林業機械の導入が進んだ素材生産の現場では、従来に比べ、いわゆる3K（きつい、危険、きたない）が徐々に改善されつつあります。 こうした中で、林業労働者がより評価されるよう、能力に応じた段階的な登録制度の運用に努めるところです。
27	その他全体に係るもの等  (10項目)	地域や組織の特色によって、様々な先進的な取組があるため、そういった多様性を一元化することなく、ボトムからの活気を生かす政策としての誘導が大切である。  (個人)	②	林業労働力の確保に関しては、国としても基本方針を策定することとしていますが、①森林資源の状況、②林業事業体をめぐる諸条件等の地域間格差があること等から、地域の独自性を踏まえ、都道府県知事はその地域における基本計画を策定することができることにしています。 また、都道府県知事は、事業主が立てる改善計画が基本計画に照らして適切なものであることなどを認定基準として、事業主の自主的な取組を支援することとしており、こうした中で多様で先進的な取組を活かすことができるものと考えます。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
28		<p>林業労働力確保支援センターが林業事業者の改善計画作成支援や新規就業者の就労支援にとどまることなく、各流域ごとに関係団体等と連携し、国有林、民有林の事業量の調整から認定事業主の育成整備支援、林業労働者の労働条件の点検などを、強制力を持って指導できるものにして欲しい。 (団体等)</p>	④	<p>森林の流域管理システムについては、平成3年から、民有林・国有林を通じた流域内の川上から川下までの市町村、森林・林業・木材産業関係者等の協議・合意のもとに、その流域の特性に応じた適切な森林整備、木材生産活動の活性化、それを担う事業者の育成等を図る取組を推進してきたところです。</p> <p>林野庁としては、流域森林・林業活性化センターの広域的な活動等に対する支援を行っているほか、各流域の課題に応じた各種補助事業の実施主体としても活性化センターの積極的な取組を促しているところです。</p> <p>また、労働者の労働条件の点検につきましては、労働基準監督官が事業場に対し監督指導を行い、賃金や労働時間等の法定労働条件の履行確保を徹底するとともに、労働契約に関するルールの周知等を図っています。</p>
29		<p>誘導線に沿って原木を自動で運搬する一輪車と動力・バランスアシストを備えた汎用運搬車の開発 (個人)</p>	④	<p>今回いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
30		<p>認定事業主が地域の国有林は自分たちが支えていくという意欲の持てる方針を示して頂きたい。 (個人)</p>	③	<p>国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林」として位置づけ、森林計画等の策定に当たっては、公告・縦覧により地域国民の意見等の意見を聴くなど、国民に関われた管理経営を推進しているところです。</p> <p>また、伐採、造林等の事業の実施行為は、認定事業主を含む民間事業者等に全面的に委託することとしております。</p>
31		<p>森林整備に興味を持つ森林所有者へのフォローをお願いしたい。とくに、間伐作業を手伝ってくれる方や団体に関する情報が全くない。 (個人)</p>	②	<p>林野庁では、施業集約化・供給情報集積事業の一環として、都道府県所在地等で、不在村森林所有者の方を対象とした「ふるさと森林会議」を開催し、ご相談や間伐などの作業のご提案を行っています。また、林業後継者活動支援事業においては、Uターンされた森林所有者等の方々に対する相談窓口を全国に設置し、地域の林業に関する情報提供やアドバイザー派遣等を実施しています。更に、在村森林所有者であれば、地域の森林組合や都道府県の林業普及指導員に、必要な作業の相談をすることもできます。</p> <p>また、社会貢献やボランティア活動などで森林づくり活動を行いたい企業、NPO等と森林所有者とのマッチングを行う窓口もありますので、都道府県等にお問い合わせください。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
32		<p>流域管理システムを柱にした事業体の育成整備、林業技術労働者の育成確保を図る方向とすること。</p> <p>(個人、団体等)</p>	②	<p>森林の流域管理システムについては、平成3年から、民有林・国有林を通じた流域内の川上から川下までの市町村、森林・林業・木材産業関係者等の協議・合意のもとに、その流域の特性に応じた適切な森林整備、木材生産活動の活性化、それを担う事業体の育成等を図る取組を推進してきたところです。</p> <p>林野庁としては、流域森林・林業活性化センターの広域的な活動等に対する支援を行っているほか、各流域の課題に応じた各種補助事業の実施主体としても活性化センターの積極的な取組を促しているところであり、今後とも森林の流域管理システムの推進に努めて参ります。</p> <p>また、国有林においても、国有林野流域管理推進アクションプログラムなどの活動の中で、民有林関係者との連携を図りつつ、林業技術の普及・啓発(検討会の開催)や安定的な事業発注を通じて事業体の技術力の向上、林業技術者の育成等に努めているところです。</p>
33		<p>国からの事業発注は、事業体の育成、地域振興、適正な作業や賃金の支払いの観点から、流域単位に随意契約を含めた契約方式とすべき。</p> <p>(個人、団体等)</p>	④	<p>国有林野事業における造林事業等の発注に当たっては、より一層の公平・公正を期す観点から、平成19年10月以降、一般競争入札を原則としたところです。さらに、平成20年9月からは、技術力等が必要な造林事業等の入札について、価格のみでなく林業事業体の技術力や創意工夫等を総合的に評価する総合評価落札方式を導入しているところです。</p> <p>また、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努めることとしており、平成20年4月から年間発注見通しの公表等を行っているところです。</p>
34		<p>他県からの事業体が低価格入札をすることによる弊害があることから、労確法に基づく認定事業主に対して、どの地域をどの様にしたのかを明らかにさせるべき。</p> <p>また、認定した都道府県に限るなどの条件を付け、地域林業を担う労働者確保を目指すべき。</p> <p>(団体等)</p>	④	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化について作成した計画の認定等を通じて、林業労働力の確保を促進していこうとするもので、地域の森林をどの様にしたのかまでを事業主に明らかにさせようとするものではありません。</p> <p>また、地域林業を担う労働者の確保については、都道府県知事がたてる基本計画において明らかにされるものと考えており、都道府県知事は、事業主がたてる改善計画が当該基本計画に照らして適切なものであることなど認定基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとされています。</p>

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
35		現場従事者の置かれている現状を把握するにあたって、事業所を通して行った場合、事業所の意見が採用され、現場の状況が伝わってこないで、現場従事者の生の声をダイレクトに把握する作業が必要。 (個人)	④	林業労働者の個人情報を網羅的に把握し、アンケート調査等を行うことは困難ですが、今般の基本方針の変更に対する意見・情報の募集手続きや、林業事業体等に対する現地調査・安全指導等と併せて、できるだけ林業労働者の方の意見を把握していくよう引き続き努めて参ります。
36		国のモデルとして、どのような経営ラインを設定し、従事者に対してどのくらいの最低限の収入がある形にし、そのためには、どのような補助等を行うべきかを考えていく必要。 (個人)	④	労働者の賃金収入については、基本的に事業主と労働者の双方の合意により決められるべきものと考えます。 一方、林業労働力の確保には、安定的な所得の確保が大きな要因となっていることから、事業の合理化等を進める事業主を支援しているところで

注1) 基本方針の変更と直接関係しない御意見1項目及び情報提供2項目については、記載を省略した。

注2) 同一団体の系統組織からの同旨意見及び同一人からの複数送付は1件としてカウントした。